

環境経営レポート

2023年度

(2023年8月～2024年7月)



作成日 2024年 10月 31日



木づかいのある家造り
株式会社 岩切建設

【 目 次 】

1. 事業概要	3
1)事業者名及び代表者名	3
2)所在地	3
3)事業活動	3
4)連絡先	3
5)事業規模	3
2. 対象範囲(認証・登録範囲)、レポートの対象期間及び発行日	4
3. 環境経営方針	5
4. 環境経営目標	6
5. 環境経営目標の実績	7
6. 環境経営活動計画の取組結果とその評価	8
7. 次年度の環境経営目標及び環境経営計画	9
8. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに 違反、訴訟等の有無	10
9. 代表者による全体評価と見直しの結果	11

1. 事業概要

1) 事業者名及び代表者名

株式会社 岩切建設

代表取締役社長 岩切 洋

2) 所在地

〒884-0005

宮崎県 児湯郡 高鍋町大字持田1582番地

3) 事業の活動

・総合建設業(建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業)・不動産業

宮崎県知事許可(3)第1710号

4) 連絡先

EA-21責任者：専務取締役 日野 靖徳

EA-21事務局：取締役総務部 部長 岩切 眞美

連絡担当者: 日野 靖徳

TEL : 0983-22-1177

FAX : 0983-22-1134

E-mail: info@iwakiri-kensetu.jp

5) 事業規模

活動規模	単位	2020年	2021年	2022年	2023年
工事等の件数	件	56	60	59	69
従業員	人	26	26	26	29
事務所床面積	m ²	256	256	256	256
倉庫床面積	m ²	162	162	162	162
資機材置場面積	m ²	331.24	331.24	331.24	331.24
作業所等床面積	m ²	415.13	415.13	415.13	415.13

2. 対象範囲(認証・登録範囲)、レポートの対象期間及び発行日

・対象範囲(認証・登録範囲)・・・全組織・全活動

組織

- ・本 社 宮崎県児湯郡高鍋町大字持田1582番地
- ・作 業 場 宮崎県児湯郡高鍋町大字持田1590番地
- ・資材置場 宮崎県児湯郡高鍋町大字持田1573番地1 1573番地5

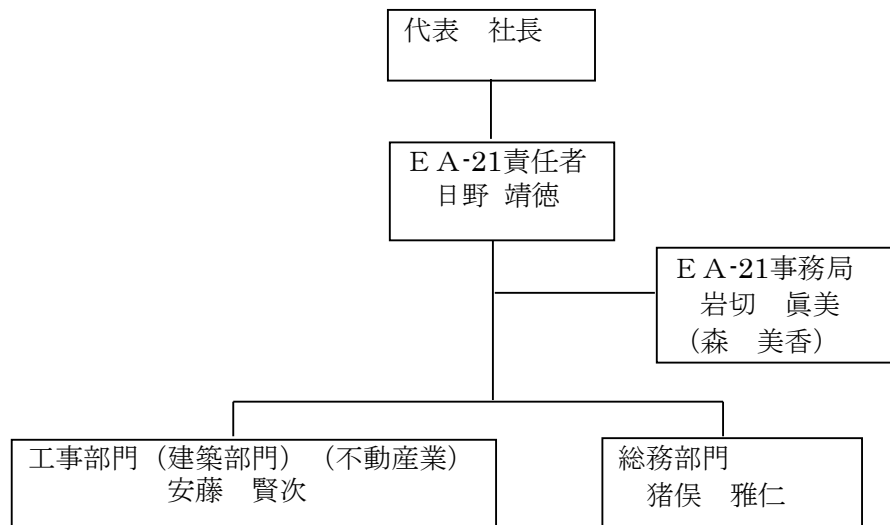
活動

- ・総合建設業(建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業)・不動産業

・レポートの対象期間及び発行日

対象期間 2023年8月～2024年7月
発行日 2024年 10月 31日

・推進組織図



3. 環境経営方針

社 是

お客様に満足感動される仕事を提供することで
会社の繁栄と社員の生活の安定向上を図り
家づくりを通じて地域社会に貢献する

環境経営方針

基 本 理 念

私たちは、積極的に環境問題を認識し、優先課題と位置付けて当社の事業活動のあらゆる分野で自主的、積極的に環境保全に取り組み、循環型社会の構築に努め、持続可能な社会の実現に貢献致します。

行 動 指 針

1. 我社は建築事業活動を通じて、環境経営マネジメントシステムを構築し、環境目標・環境活動計画を定め継続的な改善に努めます。
2. 関連する環境の法規制を順守すると共に、行政機関・団体・地域等の要請に協力します。
3. 設計・建築事業に於いて環境に与える影響を削減するため、次の事項に対して優先的に取り組みます。
 - ①電気使用量・化石燃料使用量の削減による二酸化炭素排出量の削減
 - ②建設現場や事業所から排出される廃棄物の削減
 - ③節水活動による水使用量の削減
 - ④工事事業においては、環境に配慮した施工計画を積極的に提案します
4. 環境保全に関する啓蒙・啓発と、地域での社会貢献活動に努めます。

この環境方針は、当社全従業員に周知徹底するとともに一般に公開します。

2009年 7月 20日 (制定)
2011年 12月 1日 (改訂)
2019年 12月 1日 (改訂)
株式会社 岩切建設
代表取締役社長 岩切 洋

4. 環境経営目標

改定:2022年8月20日 承認:日野

取組み項目	区分	環境経営目標			
		基準値 (2018年度～ 2020年度 の平均値)	2023年度 (2023年8月～ 2024年7月)	2024年度 (2024年8月～ 2025年7月)	2025年度 (2025年8月～ 2026年7月)
1. 二酸化炭素排出量の削減(kg-CO ₂)	全社	75,634	74,499	74,121	73,743
エネルギー	①電気使用量の削減(kWh)		基準値比1.5%削減	基準値比2.0%削減	基準値比2.5%削減
	事務所	25,593	25,209	25,081	24,953
	②ガソリン使用量の削減(L)		基準値比1.5%削減	基準値比2.0%削減	基準値比2.5%削減
	事務所	9,902	9,753	9,704	9,654
	現場	11,436	11,264	11,207	11,150
	全体	21,338	21,018	20,911	20,805
2 廃棄物	③軽油使用量の削減(L)		基準値比1.5%削減	基準値比2.0%削減	基準値比2.5%削減
	現場	5,634	5,549	5,521	5,493
2 廃棄物	①一般廃棄物の削減(kg)		基準値比1.5%削減	基準値比2.0%削減	基準値比2.5%削減
	事務所	557	549	546	543
2 廃棄物	②建設副産物の再資源化		仕様書通りの廃棄(再資源化率80%以上)		
	現場(t)	679.5			
3. 水資源使用量の削減(m ³)	全体	未計量	節水		
4. 環境保全の取組推進(回数)	周辺清掃	48回/年	48回/年	48回/年	48回/年
	ボランティア	2回/年	2回	2回	2回
5. 省エネ設計の推進	全体	・省エネ設備の提案 ・省エネ等の情報収集	環境活動計画の遵守		

2022年8月 購入電力の二酸化炭素排出係数は九州電力の2022年度公表値0.453を使用しています。
2022年8月 基準値を2018年度～2020年度までの3ヶ年の平均値とした。

購入電力	0.453
ガソリン	2.320
軽油	2.580

5. 環境経営目標の実績

環境目標に対する達成状況は以下の通りです。

取組み項目			目標値	実績	達成率	判定
1. 二酸化炭素排出量の削減 (kg-CO ₂)	全体		74,499	61,345.5	121.4%	○
	①電気使用量の削減 (kWh)	事務所	25,209.1	26,030.0	96.8%	×
	②ガソリン使用量の 削減 (L)	事務所	9,753.5	5,047.0	193.3%	○
		現場	11,264.5	11,525.0	97.7%	×
		全体	21,017.9	16,572.0	126.8%	○
	③軽油使用量の削減 (L)	現場	5,549.5	4,305.0	128.9%	○
廃 削 棄 物 の	①一般廃棄物の削減(kg)	事務所	548.6	570.0	96.3%	×
	②建設副産物の再資源化	現場(t)	再資源化率 80%	44.4% (1,407.5t)	55.5%	×
3. 水資源使用量の削減 (m ³)		全体	節水	節水	—	○
4. 環境保全の取組推進 (回数)	周辺清掃		48回/年	67回	106.2%	○
	ボランティア		2回	8回	300.0%	○
5. 省エネ設計の推進		全体	環境活動計画の 遵守	活動計画を遵守 しています	—	○

* 購入電力の二酸化炭素排出係数は九州電力の0.453を使用しています。

* 現場の電気、事務所の灯油を含めた二酸化炭素総排出量は69175.6 kg-CO₂です。

購入電力	0.453
ガソリン	2.320
軽油	2.580

6. 環境経営活動計画の取組結果とその評価

項 目	環境経営活動計画	取組結果	評価
1. 電気使用量削減 (CO ₂ の削減)	① 長時間及び昼休みなどの休憩時間等は消灯が行われている	冬期のエアコンと電気ヒーター(各々)を使用しているの、できる限り電気ヒーターを使用しないよう考慮する。また、夏期の室内温度管理の徹底を行う。	○
	② 消灯しても支障のない電気が消灯行われている		△
	③ 室内温度管理の徹底 (夏季:28℃以上、冬季:22℃)		△
	④ パソコン等のオート電源オフ		○
	⑤ 3ヶ月毎に蛍光灯の清掃を実施している		△
2. 燃料使用量の削減 (CO ₂ の削減)	① 作業停車時などはアイドリングストップを行う	現場が増え移動が多くなり、また従業員・社用車も増えたので、相乗りを増やし、現場には不必要な時は行かず、電話等で対応するよう周知する。	○
	② 急発進・急加速・急停止・空ぶかし運転はしない		○
	③ 不要な荷物などは積んでいない		△
	④ 現場へはできるだけ相乗りで通勤している。		△
	⑤ 忘れ物・Uターン防止の為、事前の段取りを徹底している。		○
	⑥ 重機はアクセル7割運動などでフルパワー操作を抑制している		○
	⑦ 重機の定期点検整備が行われている		○
3. 廃棄物の削減	① 廃棄物の分別計量をしている	ペーパレスの推進とともに、新しくクラウドを導入したことによってペーパレスを図る。現場の産業廃棄物は、設計書どおりの廃棄を遵守するしているが、分別の実施も徹底させる。	○
	② 回覧文書などはできるだけアウトプットしない。		○
	③ コピーは裏紙、縮小、集約、両面コピー等で用紙削減を図っている		△
	④ 廃棄物の処理はできるだけリサイクル業者へ委託契約をしている		○
	⑤ 資材梱包材などは業者に持ち帰ってもらっている		△
	⑥ 自分のゴミは自分で処分する。(マイ箸、マイボトルの推進)		○
4. 水資源使用量の削減	① 水場には節水のシールが貼られている	洗車での節水の呼びかけを定期的に行っている。各自の意識高揚を促す。定期的な漏水点検は、実施しない時期もあったが、上水使用量を確認しながら漏水点検も実施する。	○
	② 定期的に漏水点検を実施している		○
5. 環境保全の取組み推進	① ボランティア活動の実施	事務所周辺のゴミ拾いは、毎週末行っている。また、地域ボランティア活動も、コロナ禍前に戻ってきて、参加して活動に取り組んでいる。	○
	② 事業所周辺の清掃活動		○
	③ 現場周辺の清掃活動		○
6. 省エネ設計の推進	① 計画設計段階で省エネ設備の提案	省エネ住宅仕様を、全棟させてもらっている。設備も各メーカーより提案等もあり、随時、エコ商品について提案していく。	○
	② 省エネ設備等の情報収集を常に行っている。		○

7. 次年度の環境経営目標及び環境経営計画

項 目	環境経営計画
1. 電気使用量削減 (CO ₂ の削減)	① 長時間及び昼休みなどの休憩時間等は消灯が行われている ② 消灯しても支障のない電気が消灯行われている ③ 室内温度管理の徹底（夏季:28℃以上、冬季:22℃） ④ パソコン等のオート電源オフ ⑤ 3ヶ月毎に蛍光灯の清掃を実施している
2. 燃料使用量の削減 (CO ₂ の削減)	① 作業停車時などはアイドリングストップを行う ② 急発進・急加速・急停止・空ぶかし運転はしない ③ 不要な荷物などは積んでいない ④ 現場へはできるだけ相乗りで通勤している。 ⑤ 忘れ物Uターン防止の為、事前の段取りを徹底している。 ⑥ 重機はアクセル7割運動などでフルパワー操作を抑制している ⑦ 重機の定期点検整備が行われている
3. 廃棄物の削減 一般廃棄物 建設副産物の再資源化	① 廃棄物の分別計量をしている ② 回覧文書などはできるだけアウトプットしない。 ③ コピーは裏紙、縮小、集約、両面コピー等で用紙削減を図っている ④ 廃棄物の処理はできるだけリサイクル業者へ委託契約をしている ⑤ 資材梱包材などは業者に持ち帰ってもらっている ⑥ 自分のゴミは自分で処分する。(マイ箸、マイボトルの推進)
4. 水資源使用量の削減 節水活動を遵守	① 水場には節水のシールが貼られている ② 定期的に漏水点検を実施している
5. 環境保全の取組み推進 会社周辺ゴミ拾い及び清掃 環境ボランティアへの参画	① ボランティア活動の実施 ② 事業所周辺の清掃活動 ③ 現場周辺の清掃活動
6. 省エネ設計の推進	① 計画設計段階で省エネ設備の提案 ② 省エネ設備等の情報収集を常に行っている。

環境活動は前年度の活動を継続するが、社会の情勢や事業変化等があった場合や、その他の効果的な活動があった場合は、適宜見直していく。

8. 環境関連法規等の遵守状況の確認 及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

当社の事業に関する環境関連法規制の遵守状況を、毎年4回実施している。

今まで一度も違反や訴訟はありませんでした。

また、地域住民からの苦情やクレームなど、ありませんでした。

主な環境法・遵守状況

法規制等	主な内容	当社の対応	遵守
廃棄物処理法	・「法21条の3-1」・建設工事に伴い生じる 廃棄物処理の適用は元請業者が排出業者となる	「法21条の3第3項」による運搬であることを 証する書面を備え付ける	○
	・産業廃棄物が、運搬、処分するまでの保管業務 保管基準(60cm×60cm以上の掲示板設置等)	・表示板の設置 ・早期処理(許可業者へ委託する)	○
	・産業廃棄物の運搬、収集、処理の委託基準の 適合したそれぞれの業者との委託契約書の締結	・業者との契約書締結後5年間保管 ・業者の許可証有効期限確認と写し保管	○
	・管理表A票等の5年間保管 ・管理表が決まったにまでに受理できなかったら 県に報告する	・マニフェストの交付・保管 ・A票の照合確認欄へ受取月日を記入し 保管 ・電子申請による照合	○
	・建設工事で生じる産業保管場所を、面積が300 ㎡以上の事業場買いに保管する場合、県知事に 届け出る	・様式2号の4による届出書を提出する ・保管基準を遵守する。(看板設置など)	-
	・毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の 1年間に交付した管理表の交付等の状況を県 知事に届出る。	・報告書(様式3号)の作成、提出	○
建設 リサイクル法	・対象建設工事の請負契約書に分別解体の方法 や費用等について記載し、発注者に説明する。	・工事請負契書面に記載し発注者に 説明する。	○
	・対象建設工事受注者は、特定建設資材(コン クリート塊、コンクリート及び鉄から成る建設資材、 アスファルト塊、木材)廃棄物を再資源化する。	・再資源化等の促進等に関し実施に関する 指針を遵守する。	○
	・対象建設工事に係る特定建設資材廃棄物の 再資源化が完了したときは、発注者に報告し、 記録を作成する。	・工事完了後発注者へ報告 (コブリスによる報告)	○
	・建設業許可または解体工事業登録の貼付け ・建設リサイクル法届出済シール貼付け	・建設業許可票の看板掲示	○

9. 代表者による全体評価と見直しの結果

全体の二酸化炭素排出量の削減は、目標に達成はしているが現場へ向かう際のガソリン使用量が毎回達成していない。現場の増加や遠方の現場等が増え達成は困難であると思うが、今一度見直しを行ってもらいたい。

今回、一般廃棄物の目標が達成できていない、ペーパーレス化を目標にひとりひとりしっかり意識して目標に達成できるよう取り組んでももらいたい。

数多くの、地域周辺の清掃やボランティアへの参画は、協力して取り組んでもらっている。昨今、災害が多くなっているので、防災意識も考慮して活動してもらいたい。